

## 船舶事故調査報告書

令和7年1月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年3月16日 06時45分ごろ～09時ごろの間） （死亡時刻：3月16日 10時58分（搬送された病院で医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港の赤土倉地区東方沖 基石埼灯台から真方位024° 1,485m付近 （概位 北緯38°59.9′ 東経141°44.9′）
事故の概要	漁船 <sup>おおまめさわ</sup> 大豆沢丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大豆沢丸、0.7トン IT3-39004（漁船登録番号）、個人所有 5.84m(Lr)×1.77m×0.66m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成4年2月5日
乗組員等に関する情報	船長 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年6月1日 免許証交付日 令和5年9月11日 （令和11年5月31日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約10℃
事故の経過	船長は、‘大船渡港の赤土倉地区’（以下「赤土倉地区」という。）の船揚場で‘同じ漁業協同組合に所属する漁船の船長’（以下「僚船船長」という。）に出会い、これから1人で前日に仕掛けておいたたこかごを引き揚げてくる旨の話をした後、令和6年3月16日06時45分ごろ出航し、赤土倉地区東方沖の漁場に向かった。 僚船船長は、一旦帰宅した後、船長から08時ごろには帰航する旨

	<p>の話聞いていたので再度赤土倉地区の船揚場に行ったが、まだ本船が帰航しておらず、防波堤突端などから本船を探したところ、赤土倉地区東方沖で、船位が変わらずに漂っている本船を発見した。</p> <p>僚船船長は、不審に思ったものの、以前、船長から操業中に根掛かり（海底の岩などに漁具が引っ掛かること）して苦労した話を聞いたことがあったので、しばらく待つ様子を見ることにした。</p> <p>僚船船長は、本船がその後も帰航する気配がないので、自船で確認に向かったところ、09時ごろ本船が無人の状態に漂泊していることが分かり、自身の親戚に連絡して関係機関への通報を依頼した。</p> <p>船長は、その後、本船付近の海上を捜索していた僚船船長によって、救命胴衣を着用してうつ伏せの状態に養殖施設のロープに引っ掛かっているところを発見された。</p> <p>船長は、僚船船長から要請を受けて駆けつけた漁師の小型船舶の船上に引き揚げられて赤土倉地区に運ばれた後、救急車で大船渡市内の病院に搬送されたが、10時58分医師により死亡が確認され、死因が溺水と検案された。</p> <p>本船は、捜索に当たっていた別の漁師が移乗して、赤土倉地区に回航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>僚船船長によれば、本船は、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラに漁具等が絡んだ形跡はなく、また、甲板上にたこかごは引き揚げられていなかったが、同かごを引き揚げる際に使用する巻上機は回転した状態であった。</p> <p>船長は、長年たこかご漁に従事していた。また、僚船船長によれば、赤土倉地区の船揚場で船長と会話した際には、ふだんの様子と変わらなかった。</p> <p>僚船船長は、本事故当時、波はなく、時折やや強い風が吹いていたが、本船のような和船型の船外機船であっても操業に支障が出るような天候ではなかったため、何かの拍子に体のバランスを崩して落水した可能性があるのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船には、落水した場合に海面から船上に上がる際に使用する梯子<sup>はしご</sup>などはなかった。</p> <p>運輸安全委員会の地方分析集「小型漁船に「縄ばしご」を装備しよう！」（運輸安全委員会事務局仙台事務所作成、令和2年10月発行）によれば、小型船舶に縄ばしご等が取り付けられていれば、落水者が船上復帰できる可能性が高い旨の記載がある。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、06時45分ごろ出航し、09時ごろ赤土倉地区東方沖で本船が無人の状態を漂流しているところを発見されたことから、この間において落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が発見された際、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラに漁具等が絡んだ形跡はなかったこと、また、たこかごを引き揚げる際に使用する巻上機が作動した状態であったことから、作業中に体のバランスを崩して落水した可能性があると考えられる。しかしながら、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が赤土倉地区東方沖において、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。船長は、作業中に体のバランスを崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舷縁の低い小型船舶の暴露甲板上で作業を行う際は、船体動揺により落水しないよう、周囲の波の状況を観察するとともに、不用意に舷外に身を乗り出したり、立ち上がったたりすることがないよう注意すること。</li> <li>・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水した場合に備え、縄ばしご等を船体に設置しておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

